

○ 注意事項

(落札者の決定)

- 1 予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。(開札の結果については、落札者が決定するまで公表しない。)

なお、予定価格の範囲内で有効な入札を行った者のうち、入札金額が同額の者が二者以上あるときは、開札時に抽選により落札者を決定する。

(契約辞退)

- 2 入札後に辞退はできない。落札者となった者が、契約を締結しないときは、契約辞退に該当するため、3か月の競争入札参加停止を行い、さらに当該入札金額の100分の5に相当する額を違約金として徴収する。

(入札の無効)

- 3 京都市上下水道局契約規程第12条各号(第3号を除く。)に該当する入札は無効とする。

(落札結果の公表)

- 4 落札者を決定したときは、落札者に対して速やかに通知するとともに、原則として落札決定日の翌日に契約会計課ウェブページ及び契約会計課執務室内での入札執行結果表の閲覧により、確認できるようにする。

(落札者以外の入札者に対する書面による理由説明)

- 5 落札者とならなかった者は、落札決定日の翌日から2日(日数の計算に当たっては、京都市の休日を定める条例第1条第1項に規定する本市の休日を除く。)以内に、その理由について説明を求めることができる。回答は、口頭又は書面(請求が書面によるもので書面による通知を請求したものである場合に限る。)により行う。

(入札保証金及び契約保証金)

- 6 入札保証金及び契約保証金は免除する。

(相互供給の禁止)

- 7 本件入札において落札し、契約の相手方となった者(以下「契約者」という。)は、本件入札において互いに競争相手であった落札者以外の者(以下「非落札者」という。)から契約の履行に必要な物件(落札者の商標を付して製作された物件を除く。以下同じ。)又は役務を調達してはならない。

また、非落札者は、契約者に対して、契約の履行に必要な物件又は役務を契約者に供給してはならない。

ただし、それぞれについて契約者が、非落札者以外の者を經由して非落札者から契約の履行に必要な物件又は役務を調達したとき及び特許権その他の排他的権利に係る物件の調達その他のやむを得ない事由により、非落札者から

契約の履行に必要な物件又は役務の一部を調達する必要があるため、あらかじめ文書による本市の承諾を得た場合を除く。

(公告文等の訂正)

- 8 本件入札に係る公告、仕様書等に変更があった場合又は本件入札に関して補足事項がある場合は、契約会計課のウェブページに、本件入札の入札情報に付してお知らせを掲載する。このお知らせの掲載は、入札期間初日の3開庁日前までに行う。

上記のお知らせを掲載するウェブページのアドレス

<http://www2.nyusatsu.city.kyoto.lg.jp/suido/ebid/portal.htm>

※ 上記のアドレスは、公告全体をお知らせするページになっている。

更に本件に該当するページを選択すること。

(その他)

- 9 本公告及び仕様書に定めのない事項については、京都市上下水道局契約規程その他本市が定める条例、規則、管理規程、要綱等のほか関係法令によるものとする。